



ボランティア活動保険等の補償制度は、社会福祉協議会およびその構成員・会員ならびに社会福祉協議会が運営するボランティア・市民活動センターなどに登録されているボランティア・ボランティアグループ・団体が加入対象です。

「ボランティア行事用保険」の加入手続きに関するお願い

全国社会福祉協議会の「ボランティア行事用保険」は、地域福祉活動やボランティア活動の一環として行う各種行事における様々なケガや賠償事故に備える補償制度として昭和59年に発足しました。以来、これまで多くのみなさまにご加入いただいておりますが、加入手続きに関するご質問も数多くいただいております。そこで今回は、日頃みなさまからよくいただくご質問や加入手続きにあたってご注意いただくポイントについてお知らせします。



1. 加入依頼書の作成と保険料のお振り込み

①加入依頼書の作成

加入申込人はボランティア行事用保険加入依頼書に行事日程・行事内容・参加人数などの必要事項を記入し、2枚目に署名（フルネーム）または捺印してください。（法人の場合、法人印は必須です）

②保険料の払い込み

ボランティア行事用保険専用の保険料払込用紙（平成30年度用）を使用して、遅くとも当該行事開催日前日までに保険料を指定口座に払い込みください。前日までに払込みが完了されない場合、補償が開始されませんのでご注意ください。

2. 加入申込み手続き

①加入依頼書の作成

記入された加入依頼書に所定の払込み用紙の「振替払込受付証明書（お客さま用）」を貼付して社協へ提出し、受付印（1枚目と3枚目）を受けてください。

加入依頼書の3枚目は「加入証」となりますので、大切に保管してください。

②加入依頼書の送付

社協受付印の押印を受けた加入依頼書（1枚目）を専用封筒（ピンク色）で行事開催日前日までに送付（投函）してください。前日までに送付（投函）されない場合、補償が開始されませんのでご注意ください。

3. 行事の中止や延期などの場合の取り扱い

①変更の手続き

悪天候などで、行事が中止や延期となった場合には、原則として行事開催予定日の前日までに変更手続きを行ってください。なお、行事開催日当日に判明した場合は、翌営業日（開催日が土・日の場合は翌月曜日）までに速やかに手続きを行ってください。変更手続きが行われていない場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

②保険料の返れいについて

行事が中止の場合は保険料を返れいたします。上記変更の手続きと併せて、所定の「返れい請求書」を作成のうえ、速やかに提出してください。ご提出が遅れた場合、保険料の返れいができないことがありますので、ご注意ください。

4. 参加者名簿の取り扱い

本人確認の正確化を図るために、参加者名簿には「氏名・住所・電話番号」を記載して下さい。なお、前記3項目が記載されていれば名簿の様式は問いません。

Aプラン	Bプラン	Cプラン
参加者名簿は加入申込人が備え付けてください。（提出の必要はありません）	参加者名簿を2部用意し、1部を社協控、1部を加入依頼書に添付し送付してください。	名簿の作成は不要です。

■上記は概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

<取扱代理店>株式会社福祉保険サービス
〒100-0013東京都千代田区豊が関3-3-2 新豊が関ビル
TEL 03-3581-4667 FAX 03-3581-4763（受付時間：平日9:00～17:00）

<引受保険会社>損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部第二課 SJNK18-08461 2018/10/4
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL 03-3349-5137 FAX 03-6388-0154（受付時間：平日9:00～17:00）